

2017年5月24日

大阪市の国保をよくする実行委員会

代表 浅野 純一

国保改悪につながる「府内統一化」に反対し、国保料の大幅引き下げと減免制度の拡充、強権的な差押えの中止を求める 要望書

貴自治体におかれましては、日頃より地域経済の振興のためにご尽力頂き、心より感謝申しあげます。

さて、来年度から新国保制度に移行することに伴い、大阪府は保険料率や減免基準等の「府内統一化」を目指しています。しかし、法定外繰入れによる保険料抑制や独自の減免制度の整備は、市町村の自治権の範疇です。これを無視し、統一保険料を押し付けようとする大阪府の姿勢は、市町村の自治権を侵害しています。国会でも厚生労働大臣が「一律の保険料水準をもとめる仕組みとしていない」と答弁しています。

2月に公表された大阪府による統一保険料の仮試算では、40代夫婦・子ども2人世帯で所得300万円の場合、大阪市では約7万9千円もの値上げになります。大阪市の国保加入世帯の平均所得は101万円となっており、府内の平均126万円、全国平均144万円などと比べても低所得者が多いのが現状です。すでに加入世帯の21%が滞納しています。(2015年度) これ以上の国保料の引き上げには到底耐えられません。しかし、吉村市長は国保料を引き下げどころかさらに2%の値上げを強行しました。これで橋下市長時代を含め6年間で7%もの値上げとなり、市民はますます困窮するばかりです。

2015年度から低所得者支援金として1700億円が国保への財政支援として交付され、大阪市にも34億円があらたに投入されています。まさにこの支援金も活用すれば、払える国保料にすることができるはずです。そもそも、国保は憲法25条の「生存権」を保障する社会保障(国保法第1条)であり、住民の福祉の増進を図ることは地方公共団体の基本的役割(地方自治法第1条の2)です。憲法やこれらの法律の主旨に照らせば、国保料の大幅引き下げや減免制度の拡充こそが求められています。

国保の「府内統一化」よりも、大阪市が保険者として主体的に市民の実情に沿った国保制度の拡充を行うよう強く求め、以下を要望します。

記

- 1、保険料率の統一に反対し、大阪市民の実情に応じて保険料を引き下げること
- 2、府による減免基準の統一に反対し、大阪市独自の減免制度を拡充すること
- 3、短期証のとめ置きや資格証明書の交付をやめること
- 4、徴収にあたっては、滞納者の実情を踏まえ強権的な差押えは行わないこと。
徴収法の差押禁止財産規定を窓口周知徹底すること
- 5、徴収法の納税緩和制度を積極的に活用して払える金額での分納に応じること。
生活困窮の申し出があれば、徴収の猶予や滞納処分の停止を適用すること
- 6、国庫負担を以前の医療費の45%に戻すよう国に強く求めること